

世界遺産講座

第5講

世界遺産の登録まで

世界遺産講座第5講では、世界遺産登録までの流れを紹介いたします。

2019年7月6日午後5時36分（日本時間）、日本で23件目の世界遺産、「百舌鳥・古市古墳群」が誕生しました。堺市をはじめとした構成資産を持つ自治体が用意したパブリックビューイング会場はいずれも満員となり、登録の決定が宣言されると会場は大いに盛り上がり、大阪府民だけではなく、日本国民の多くが喜びを分かち合いました。この登録の瞬間を迎えるまでは、多くの厳しい審査が待ち受けています。今回は、世界文化遺産の登録までの流れについて紹介します。

それぞれの国が有する文化財を世界遺産に登録するには、まず世界遺産条約を締結する必要があります。いくら素晴らしい文化財を有していても、この条約を締結しなければ、世界遺産として推薦することすらで

きません。条約に締結した国は世界遺産にふさわしいと考える資産のリストである暫定リストを作成し、ユネスコに提出します。この暫定リストに記載された資産の中から、推薦の要件が整ったものを1年に1件（文化遺産・自然遺産を合わせて1件）までユネスコに推薦することが

できます。推薦する資産を確実に登録するには、それにふさわしい資産である必要があります。そのため、日本では、文化庁の文化審議会世界文化遺産部会において審議し、推薦の決定について了解を得なければなりません。文化審議会による推薦が決まると、日本国政府として推薦を閣議了解し、ここで初めて日本国としてその資産をユネスコに推薦することができま

す。各国政府からユネスコへ推薦され

た資産は文化遺産であればイコモス（国際記念物遺跡会議）に専門調査を依頼します。イコモスとは、文化遺産の保護に関わる国際的な非政府組織（NGO）で、文化財の保存や復元などにあたるユネスコの協力機関です。調査は現地でも行われ、推薦された資産の全ての保全が適切に行われているか、保存管理に関する取り組みが行われているか、来訪者へ適切な情報が提供されているか、さらに地域住民の方々が資産にどのように関わっているかなどの項目があります。

この現地調査の結果に基づき、イコモスがユネスコへ評価報告書を出します。この報告書をもとにユネスコの世界遺産委員会で審議が行われ、「記載」「情報照会」「記載延期」「不記載」の四段階で決議されます。「記載」は世界遺産一覧表に記載するもので、いわゆる世界遺産登録です。「情報照会」は資産に対して追加情報の提出を求めた上で、次回以降に再審議するものです。「記載延期」はより綿密な調査や推薦書の本質的な改定を必要とするもので、推薦書の再提出後、約1年半半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要があります。「不記載」は記載にふさわしくないもので、基本的にその資産については再推薦ができません。

世界遺産登録までには政府の閣議了解を得ての推薦から、世界遺産委員会による審議まで概ね1年半程度の期間を必要とします。この期間は当然ですが、暫定リストの記載から政府の閣議了解までもかなりの期間が必要となるのが一般的です。人類共通の遺産として世界に認められるには国内及び国外の厳しい審査が必要ですが、文化財の保護、登録に向けた地域の盛り上がり、登録後のブランド化等を求める地域は世界遺産の登録を目指し、様々な取り組みを進めています。

明日香村総合政策課

